

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

条 例

- 条例第15号 宇治市市税条例の一部を改正する条例
 (税務課) … 2
- 条例第16号 宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 (消防総務課) … 2
- 条例第17号 宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例
 (上下水道総務課) … 3
- 条例第18号 宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 (上下水道総務課) … 4
- 条例第19号 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (保育支援課) … 4
- 条例第20号 宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 (年金医療課) … 4
- 条例第21号 宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例
 (学校教育課) … 5
- 条例第22号 宇治市議会議員の請負の状況の公表に関する条例
 (議会事務局) … 5

規 則

- 規則第26号 宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 (デジタル政策課) … 5

告 示

- 告示第81号 議決予算の公表 (財政課) … 5
- 告示第82号 指定居宅介護支援事業所の事業の廃止
 (介護保険課) … 7

公 告

- 公告第40号 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定
 (建築指導課) … 8

議 会

- 規程第3号 宇治市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程
 8

公 営 企 業

- 規程第5号 宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程
 9

条例

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第15号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第46条第3項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第46条第4項本文中「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「、市長が特に」を「、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると」に改める。

第62条各号列記以外の部分中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第78条第2項本文中「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「、市長がやむを得ない事情」を「、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要」に改める。

第138条の3第2項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第138条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第3条の2を削る。

附則第5条の7の次に次の1条を加える。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第24条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条第3項中「及び附則第5条の5第1項」を「、附則第5条の5第1項及び前条」に、「とする」を「と、前条中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の3中第19項を第21項とし、第16項から第18項までを2項ずつ繰り下げ、第15項を第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3中第14項を第15項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第23条第3項第5号、第24条第3項第5号、第25条第3項第5号、第27条第5項第5号、第27条の2第2項第5号、

第27条の3第2項第5号、第27条の4第2項第5号及び第5項第5号並びに第27条の5第2項第5号及び第5項第5号中「の規定の」を「及び附則第5条の8の規定の」に、「、同条第1項」を「、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第62条及び附則第8条の3の改正規定 令和7年4月1日

(2) 附則第3条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日(固定資産税に関する経過措置)

第2条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第16号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年宇治市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号本文中「、8,900円」を「、9,100円」に改める。

別表中

「 を

Table with 3 columns and 3 rows of numerical values.

」

「 に

Table with 3 columns and 3 rows of numerical values.

」

改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以

下「損害補償」という。)並びに適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び適用日前に支給すべき理由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(損害補償の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の宇治市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく損害補償及び適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等として支給された金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

(掲示済)

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第17号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例(昭和37年宇治市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第43条第1号中「」の「」を「」において」に改め、「において衛生工学若しくは水道工学に関する科目」を削り、「、2年以上水道」を「、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。))」に、「者」を「者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「、3年以上水道」を「、4年以上水道等」に、「者」を「者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同条第3号中「において」を「(次号において「短期大学等」という。))において」に、「、修了した後」を「、修了した後。次号において同じ。」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同条中第9号を第12号とし、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に、「有するもの」を「有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第43条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は科目」を「から第6号までに規定する課程に相当する課程」に、「、当該各号」を「、それぞれ当該各号」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「あつては1年」を「あつては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「もの」を「者(第1号の卒業生にあつては1年以上、

第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「において」を「(次号において「高等学校等」という。))において」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第43条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第44条第1号中「前条に規定する資格」を「前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する科目」を「の課程」に、「相当する科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。))」に、「、同条第4号」を「、同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「科目」を「課程」に、「、同条第4号」を「、同条第5号」に改め、同条第5号中「、第2号」を「、第1号若しくは第2号」に、「科目」を「課程」に、「、当該各号」を「、それぞれ当該各号」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第43条の改正規定及び第44条の改正規定(同条第6号に係る部分を除く。)は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第44条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の同号に規定する者とみなす。

(掲示済)

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第18号

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年宇治市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、188,000人」を「、181,000人」に改め、同条第4項中「、63,000立方メートル」を「、62,000立方メートル」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第19号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年宇治市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(揭示済)

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第20号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

宇治市個人番号の利用に関する条例(平成27年宇治市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項本文中「、法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「、特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に、「の利用」を「又は前

項の規定による利用特定個人情報の利用」に、「当該特定個人情報」を「当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中

市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
----	------------------------------

市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
----	------------------------------

市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
----	---

市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
----	--------------------------------

市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
----	--

市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
----	-------------------------------

改める。

別表第2中「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報」を「法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたもの」に、

市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
----	------------------------------	---

市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
----	------------------------------	---

市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
----	---	------------------------

市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
----	--------------------------------	------------------------

市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
----	--	------------------------

市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
----	-------------------------------	------------------------

改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び別表第2の改正規定(「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報」を「法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたもの」に改める部

分に限る。）は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第21号

宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例
宇治市立学校設置に関する条例（昭和39年宇治市条例第5号）
の一部を次のように改正する。

別表中

「	を						
<table><tr><td>宇治市宇治野神57番地</td><td>宇治市立神明幼稚園</td></tr><tr><td>宇治市五ヶ庄梅林官有地</td><td>宇治市立東宇治幼稚園</td></tr><tr><td>宇治市木幡松尾47番地の1</td><td>宇治市立木幡幼稚園</td></tr></table>	宇治市宇治野神57番地	宇治市立神明幼稚園	宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立東宇治幼稚園	宇治市木幡松尾47番地の1	宇治市立木幡幼稚園	」
宇治市宇治野神57番地	宇治市立神明幼稚園						
宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立東宇治幼稚園						
宇治市木幡松尾47番地の1	宇治市立木幡幼稚園						
「	に						
<table><tr><td>宇治市五ヶ庄梅林官有地</td><td>宇治市立ひがしうじ幼稚園</td></tr></table>	宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立ひがしうじ幼稚園	」				
宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立ひがしうじ幼稚園						

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を、ここに公布する。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第22号

宇治市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、宇治市議会議員（以下「議員」という。）が宇治市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における宇治市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

（揭示済）

規 則

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第26号

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成30年宇治市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報」を「法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたもの」に改め、同条第1号コ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第13条中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第81号

議決予算の公表について

令和6年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年7月19日

宇治市長 松村 淳子

令和6年度宇治市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度宇治市一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ781,230千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,061,230千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16.国庫支出金		15,503,081	370,000	15,873,081
	2.国庫補助金	2,833,163	370,000	3,203,163
17.府支出金		6,028,927	10,000	6,038,927
	2.府補助金	1,411,926	10,000	1,421,926
21.繰越金		0	174,865	174,865
	1.繰越金	0	174,865	174,865
22.諸収入		2,681,286	226,365	2,907,651
	5.雑収入	810,656	226,365	1,037,021
歳入合計		74,280,000	781,230	75,061,230

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2.総務費		7,932,732	21,230	7,953,962
	1.総務管理費	6,465,410	21,230	6,486,640
3.民生費		34,720,590	370,000	35,090,590
	1.社会福祉費	17,174,543	370,000	17,544,543
4.衛生費		4,941,557	380,000	5,321,557
	1.保健衛生費	2,063,911	380,000	2,443,911
6.農林水産業費		449,229	10,000	459,229
	1.農業費	269,251	10,000	279,251
歳出合計		74,280,000	781,230	75,061,230

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額
(仮) 西小倉地域小中一貫校整備事業（空調設備）	自 令和 6年度 至 令和 7年度	155,000

令和6年度宇治市介護保険事業特別会計

補正予算（第1号）

令和6年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425,430千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,825,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
8.繰越金		0	425,430	425,430
	1.繰越金	0	425,430	425,430
歳入合計		17,400,000	425,430	17,825,430

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
7.諸支出金		0	425,430	425,430
	1.償還金及び還付加算金	0	425,430	425,430
歳出合計		17,400,000	425,430	17,825,430

宇治市告示第82号

指定居宅介護支援事業所の事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和6年7月19日

宇治市長 松村 淳子

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712	居宅介護支援まごころ大久保	マイクロ株式会社	令和6年7月31日	居宅介護支援
00562	宇治市広野町東裏108番地の4			

公 告

宇治市公告第40号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により公告し、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和6年7月19日

宇治市長 松村 淳子

1 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定を行った対象区域の位置

宇治市大久保町平盛31番地の6から10まで、31番地の12から15まで、31番地の16の一部、31番地の17、31番地の20、91番地の1、91番地の14及び15、91番地の16の一部、91番地の17、104番地の5並びに119番地の4から6まで

2 縦覧の場所

宇治市都市整備部建築指導課

議 会

宇治市議会規程第3号

宇治市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を、次のとおり定める。

令和6年7月5日

宇治市議会議員 松峯 茂

宇治市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（趣旨）

第1条 この規程は、宇治市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年宇治市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場

所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

（期限等の特例）

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、宇治市の休日を定める条例（平成2年宇治市条例第28号）第1条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号（第2条第1項関係）

年 月 日

宇治市議会議員宛て

宇治市議会議員

請負状況等報告書

Table with 4 columns: 契約締結日, 対象とする役務、物件等, 契約金額（円）（単価契約である場合はその旨）, 昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）

支払を受けた総額 円

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2号（第2条第2項関係）

年 月 日

宇治市議会議長宛て

宇治市議会議員

訂正届

宇治市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

宇治市議会議長宛て

氏名

住所又は居所

郵便番号

電話番号 ()

複写申込書

宇治市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

(揭示済)



宇治市上下水道事業管理規程第5号

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

宇治市水道事業給水条例施行規程（昭和54年宇治市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「、1年以内ごとに1回、定期に」を「、毎年1回以上定期に」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)